

30高土政第641号

平成30年9月28日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長
様

土 木 部 長

高知県が発注する建設工事における社会保険等未加入対策要領の
改正について（通知）

このことについて、高知県が発注する建設工事における社会保険等未加入対策要領（平成28年5月9日付け28高建管第121号）を下記のとおり改正しましたので、通知します。

記

1 改正内容

県が発注する建設工事において、受注者との一次下請契約を禁止する社会保険等未加入建設業者の制限について、一次下請契約の請負代金の額（総額）による要件を撤廃する。

（要領本文1、2（5）ア 関係及び様式5、様式6、様式7関係）

2 施行日

平成30年10月1日から施行し、同日以後に公告する一般競争入札及び指名通知する指名競争入札により契約する建設工事、並びに同日以後に見積合わせ実施通知を行い契約する建設工事から適用する。

担当

土木政策課 契約担当

TEL 088-823-9813

FAX 088-823-9263

高知県が発注する建設工事における社会保険等未加入対策要領

1 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等

高知県が発注する建設工事の入札公告、指名通知又は随意契約のための見積依頼を行うものにおいて、原則として建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいう。以下同じ。）のうち、次の（1）から（3）までに定める届出の義務がありながらそれを履行していない者（以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を一次下請業者（受注者が当該建設業者と直接下請契約を締結するもの）とすることを認めないものとし、これを建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）において定めるものとする。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- （2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- （3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

なお、社会保険等未加入建設業者について、平成27年度以降の高知県建設工事競争入札参加資格審査においては、入札参加資格が認められないこととなっている。

また、建設業法第2条第3項に定める建設業者以外の者との一次下請に係る契約については、この措置の対象とはしないが、この通知の趣旨を踏まえ、適正な届出等の要請を行う等すること。

2 具体的手続

（1）一次下請業者の社会保険等加入の確認

監督職員（契約書第9条に定める監督職員をいう。以下同じ。）は、受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認するものとする。

なお、一次下請業者に係る施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」で「未加入」の項目がある場合に対象となるが、「未加入」と記載があっても、実際には「適用除外」の可能性もある（この場合は対象とならない）ので、受注者を通じ適正に確認を行うこと。

また、受注者等から加入に係る問い合わせがあった場合には、発注者においては具体的な判断をせず、必ず日本年金機構の事務所又は所管の労働局等に確認するよう依頼すること。

（2）一次下請業者が社会保険等未加入建設業者であった場合の対応

ア 監督職員は、当該下請契約の契約書及び施工体制台帳（当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下「下請契約書等」という。）の写しを添付したものにより、事業担当機関（監督職員の所属をいう。以下同じ。）の長から契約担当機関（当該契約に係る事務を行う所属の契約担当部署）に対し、契約違反のおそれが発生した旨を報告するものとする（様式1）。

なお、事業担当機関と契約担当機関が同一の所属であって、様式1を省略するとき、次項様式2の決裁にあたっては、下請契約書及び施行体制台帳等の写しを添付すること。

イ 契約担当機関は、様式1の報告を受けた場合には、受注者に対し、社会保険等未加入建設業者の社会保険等への加入要請と、社会保険等未加入建設業者であるにもかかわらず契約を締結した具体的な理由を記載した書面（以下「理由書面」という。）を速やかに契約担当機関に提出するよう通知する（様式2）。

ウ その後、受注者からの理由書面（様式3。ただし、これに準じた内容が記載されているものであれば、必ずしも様式3によらなくても差し支えない。）が提出されたときは、契約担当機関は、事業担当機関の長及び本課の事業主管課の長（事業主管課長等という。以下同じ。）に通知する（様式4）。

エ 事業担当機関の長は、理由書面に記載された事項の詳細について、必要に応じて受注者へのヒアリングの実施などにより、社会保険等未加入につき特別の事情（緊急やむを得ない事情又は特殊技術等を有する等により、当該社会保険等未加入建設業者との下請契約を締結しなければ契約の目的を達することが困難であることが明らかな場合）に該当するか否かを決定し、このとき、決定にあたっては、事業主管課長等と協議すること。

また、決定の結果は、契約担当機関に通知する（様式9の写しの送付）。

なお、指定した期限までに理由書面が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなして差し支えない。

オ なお、確認の過程において、社会保険未加入建設業者とされたものが、適用除外であったこと等によりそれに該当しないと判明した場合は、その旨を契約担当機関に通知する（様式8）。

（3）受注者に対する制裁金請求の事前通知等

ア 特別の事情を有しないと認めた場合

契約担当機関は、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由又は様式6により定めた期限以降もなお未加入の状態である場合には、契約書の規定に基づく制裁金を請求することとなる旨を受注者に対し通知する（様式5）。

契約担当機関と事業担当機関の所属が異なるときは、様式5の写しを事業担当機関の長に送付する。

イ 特別の事情を有すると認めた場合

契約担当機関は、受注者に対し、特別の事情を有すると認めた旨とともに、一定の期間を指定して（注）、当該期間内に当該社会保険等未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行して確認書類を提出すること、当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、アに規定する額について制裁金を請求することとなる旨を受注者に対し通知する（様式6）。併せて、監督職員にも通知をした旨周知すること。

工期内かつ確認書類の提出期限後においても工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員から手続の状況確認及び督促を行い、なお改善が見られない場合には、受注者に対し様式5を送付すること。

(注) ここで指定する一定の期間については、原則として発注者として本来下請業者が負担すべき社会保険料等を含めた請負代金を受注者に対して支払う契約を締結していることを勘案し、未加入である社会保険等の加入手続に最低限必要な期間を確保する観点から設定することとし、いたずらに長期にわたるような期間としないこと。

ウ 土木政策課（建設業振興担当）への通知

契約担当機関は、前記ア又はイの措置をしたときは、それぞれ土木政策課（建設業振興担当）にその旨を通知する（様式7）。

(4) 工事施工中の対応

ア 社会保険等未加入建設業者に対する加入指導

土木政策課（建設業振興担当）は、社会保険未加入建設業者に関し様式7による通知を受けたときは、必要な機会を捉えて、当該社会保険未加入建設業者に対し、社会保険等の加入に関し指導を行うものとする。

(5) 工事完了以降の対応

工事が完了し、下請金額が確定した時点をもって、以下の対応を行うものとする。

ア 制裁金の請求

工事完了後、事業実施機関の長は、施工体制台帳を含む最終の下請施工通知の写しを契約担当機関に送付する。

契約担当機関は、受注者と社会保険等未加入建設業者との一次下請業者の最終下請金額を確認し、その1/10を制裁金（歳入科目は違約金及び延納利息とする。）として収入調定のうえ納入通知書を発行し、受注者に送付する。

また、契約書第7条の2第1項に違反したため指名停止の対象となることを、土木政策課（建設業振興担当）に様式7を送付して通知する（「3 状況」は（4）とする）。このとき、様式7は「指名停止事項該当業者報告書（高知県建設工事指名停止措置要領の取扱い・第2号様式）」に代わるものとし、このときの指名停止措置要件は、別表第1に掲げる「契約違反」とする。

【制裁金の請求額】

$$P = C \times 0.1$$

P：制裁金の額

C：受注者と社会保険等未加入建設業者との一次下請契約に係る請負代金額（※）

（※）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第13条の規定に基づき受注者から最終的に提出された下請契約書に記載された請負代金の額とする。

イ 指名停止措置

土木政策課（建設業振興担当）は、前記アにより様式7又は指名停止事項該当業者報告書を受け取ったときは、高知県建設工事指名停止措置要綱に基づき、指名停止措置を行うものとする。

ウ 工事成績評定の減点措置

工事成績評定において別途対応を定め、減点の措置を行う。

3 施行期日

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

なお、同日以前に締結した契約において契約書第7条の2の定めがある場合の「工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）」について、施行日以降は、この要領で定める金額に読み替えるものとする。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年10月1日から施行し、同日以後に公告する一般競争入札及び指名通知する指名競争入札により契約する建設工事、並びに同日以後に見積合わせ実施通知を行い契約する建設工事から適用する。

高知県が発注する建設工事における社会保険等未加入対策要領（本文） 新旧対照表

新	旧
<p>1 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等</p> <p>高知県が発注する建設工事の入札公告、指名通知又は随意契約のための見積依頼を行うものにおいて、原則として建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいう。以下同じ。）のうち、次の（1）から（3）までに定める届出の義務がありながらそれを履行していない者（以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を一次下請業者（受注者が当該建設業者と直接下請契約を締結するもの）とすることを認めないものとし、これを建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）において定めるものとする。</p> <p>2（5） ア 制裁金の請求</p> <p>工事完了後、事業実施機関の長は、施工体制台帳を含む最終の下請施工通知の写しを契約担当機関に送付する。</p> <p>契約担当機関は、受注者と社会保険等未加入建設業者との一次下請業者の最終下請金額を確認し、その1/10を制裁金（歳入科目は違約金及び延納利息とする。）として収入調定のうえ納入通知書を発行し、受注者に送付する。</p> <p>（後略）</p>	<p>1 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等</p> <p>高知県が発注する建設工事の入札公告、指名通知又は随意契約のための見積依頼を行うものにおいて、<u>工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、4,000万円以上（工事が建築一式工事の場合は6,000万円以上）となるものについては、</u>原則として建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいう。以下同じ。）のうち、次の（1）から（3）までに定める届出の義務がありながらそれを履行していない者（以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を一次下請業者（受注者が当該建設業者と直接下請契約を締結するもの）とすることを認めないものとし、これを建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）において定めるものとする。</p> <p>2（5） ア 制裁金の請求</p> <p>工事完了後、事業実施機関の長は、施工体制台帳を含む最終の下請施工通知の写しを契約担当機関に送付する。</p> <p>契約担当機関は、<u>送付された下請施工通知の写しにより、当該工事に係る下請契約の額が要件を満たすことを確認する。併せて、</u>受注者と社会保険等未加入建設業者との一次下請業者の最終下請金額を確認し、その1/10を制裁金（歳入科目は違約金及び延納利息とする。）として収入調定のうえ納入通知書を発行し、受注者に送付する。</p> <p>（中略）</p> <p><u>なお、最終下請金額を確認する時点までに、下請金額が所定の額を下回った等によりこの措置の対象工事とならないこととなった場合は、当該契約について、制裁金は請求せず、また、指名停止事項にも該当しないものとするが、このときも土木政策課（建設業振興担当）に様式7を送付すること（「3 状況」は（5）とする）。</u></p> <p>（後略）</p>

新	旧
<p>3 施行期日 この要領は、平成28年6月1日から施行する。 なお、同日以前に締結した契約において契約書第7条の2の定めがある場合の「工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）」について、施行日以降は、この要領で定める金額に読み替えるものとする。</p> <p><u>この要領は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>この要領は、平成30年10月1日から施行し、同日以後に公告する一般競争入札及び指名通知する指名競争入札により契約する建設工事、並びに同日以後に見積合わせ実施通知を行い契約する建設工事から適用する。</u></p>	<p>3 施行期日 この要領は、平成28年6月1日から施行する。 なお、同日以前に締結した契約において契約書第7条の2の定めがある場合の「工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）」について、施行日以降は、この要領で定める金額に読み替えるものとする。</p> <p><u>附則</u> <u>この要領は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>